

公益社団法人全日本広告連盟
令和6年度 事業計画書

自：令和6年4月1日
至：令和7年3月31日

令和6年度事業計画

全広連の令和6年度事業計画及び予算は、3月12日に開催された令和5年度第4回理事会で決議され決定しました。その後、予算については令和5年度決算の算出結果を受け、4月23日開催の令和6年度第1回理事会で補正収支予算が承認されたため、これを令和6年度の予算として報告します。

I. 令和6年度事業計画（自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日）

全日本広告連盟は、全国37地域の広告協会による全国的な連携のもと活動する全国的・国際的な広告団体として、一般を対象とする広告講座及び全国大会等の開催、人材育成活動、日本広告学会及び各地広告協会の公益事業への支援助成、顕彰活動等を通して、広告の社会的使命を推進するための各種公益事業を展開してきた。令和6年度も継続してこれら活動を実施していくこととする。ただし、これまで毎年刊行してきた「全広連名鑑」を改正個人情報保護法遵守のもと廃止することにしている。

また、これら当連盟の事務局業務は、正会員の中核協会である公益社団法人東京広告協会との間で平成24年より締結している「事務局業務委託契約書」に則り、同協会へその全てを委託し運営する。

1. 講座・シンポジウム・全国大会等（定款第4条第1項）

(1) 夏期広告大学

夏から秋にかけて、広告に関する業務に携わる者（非会員、一般・学生を含む。）を対象に、広い視野で業務に役立つ広告知識の習得、業務へのモチベーションアップを目的に「全広連広告大学」を開催する。講師は、広告・マーケティングの第一線で実務に取り組んでいるエキスパート。

令和5年度にスタートさせた事前申込者を対象としたインターネットによる全国配信による形式で、令和6年度も継続実施する。全11回講義のプログラムとし、全国を対象により広く一般・会員等に受講機会を提供する。

(2) 大会

年一回、全国の広告関係者が一堂に集う全国大会を開催する。広告が社会生活に果たす役割を高め、地域の社会・経済活性化に貢献していくために、広告の社会的使命を推進していく結束の場として開催する。そのため、大会は、広く一般、学生にも開放し公開する。費用の財源は、当連盟が負担金を拠出するほか、会員を中心とした参加者の参加費で賄うこととする。

令和6年度の第72回全広連大会は、42年ぶりに東京で開催する。東京大会組織委員会及び公益社団法人全日本広告連盟の主催により開催。コロナ禍を経て、ますます多様化する社会やテクノロジーが劇的に進化を続ける中で、広告の役割や顔つきも大きく変化している。あらためて人と人のつながりの場をつくり、全国の力を合わせて広告界を盛り上げていく。

2. 広告倫理等普及啓発（定款第4条第2項）

(1) 鈴木三郎助全広連地域広告大賞

地域活性化を促進することを目的として、地域の産業・経済・文化スポーツに関する広告活動を通じ日本各地の地域活性化に貢献した優れた広告コミュニケーション活動を、プリント、フィルム・オーディオ、チャレンジ及びキャンペーンの4部門において募集し、最優秀賞及び各部門賞を選出して顕彰する。

(2) 全広連日本宣伝賞

広告主（松下賞）、媒体社その他のメディア関係会社及びイベントその他のコンテンツプロデューサー（正力賞）、広告関連会社（吉田賞）、クリエイター（山名賞）それぞれの立場から広告の社会的使命の促進に係る広告界の向上・発展に尽くし寄与したものを顕彰することによって、フォロワーを生み出し、広告の社会的使命の促進に貢献するものを多数生み出すことを目的とする。また、特別賞として、広告の社会的使命の促進に特別に功労があった個人又は団体を顕彰する。

3. 支援助成（定款第4条第3項）

(1) 助成金（日本広告学会、各地広告協会）

広告に関する学問研究の発展のため、日本広告学会の活動の費用を助成する。また、広告活動

の健全な発展を通した各地の地域活性化のため、各地廣告協会の公益的事業の費用の一部を助成する。令和6年度も、昨年同様に、地域の個別事業への助成金支給額を確保して、地域支援のサポートをより一層強化する。

(2) 講師派遣

廣告活動の健全な発展を通した、各地の地域活性化のために各地廣告協会が行う講演会、セミナー等への各地廣告協会からの講師派遣要請に応え、助成金とは別途に講師選定のうえ派遣する。

4. 連絡交流（定款第4条第4項）

(1) 関係官公庁への要望活動

廣告に係る法・政策に関して、必要に応じて関係団体と連携・協力して、関係官公庁等に対して要望を提出する。要望を提出した場合には、要望の内容はWEBサイトで公表する。

(2) 関係官公庁への協力活動

関係官公庁から法・政策に関して周知協力の要請を受けた場合には、これに協力し、機関誌及びWEBサイトに掲載するなど周知を図る。

(3) 関係団体との協力、連絡及び交流

関係団体と日常的に情報を交換・交流し、連携を図る。

(4) アジア太平洋廣告祭

毎年3月にタイ・パタヤで開催される、アジア最大の廣告祭であるアジア太平洋廣告祭(ADFEST)への参加研修団（公募）を派遣するほか、ADFEST内で行われる廣告コンテストへの参加応募要項を日本語に訳し、WEBサイト上で公開する。地方の若者やクリエーターが参加可能な廣告祭で、海外と直接繋がり学び成長できるよい機会ととらえ、各地廣告協会等へも案内する。

また、ADFESTと併催される、アジア各国の若手クリエイターを対象としたYoung Lotus Workshopへ参加する日本代表チームの選考・選出、派遣を行うほか、その選考過程において

最終選考に進むファイナリストを発表する場として参加者および審査員が参加するPreADFESTを主催する。さらに、ADFEST終了後には、その概要を紹介するADFEST報告会を、会員及び一般に向け実施する。

(5) アジア広告協会連盟への協力

当連盟が日本を代表し加盟しているアジア広告協会連盟（AFAA）の総会に出席し、AFAA主催のイベントへの参加などを通じてアジア各国との連携を強める。

5. 情報発信（定款第4条第5項）

(1) 機関誌

機関誌「全広連」を、年4回の季刊発行する。令和6年度は表紙のデザインを若い世代のクリエイターに開放し、デザインリニューアルを行うこととする。若々しいイメージ刷新を図るとともに内容の充実を図る。記事の内容は、広告、マーケティング、メディアの動向を取り上げ、各界の専門家により解説を行うほか、全国37広告協会の活動報告や各地の生活・経済情勢はじめ、参考となる各種調査資料・結果などを掲載。会員だけでなく非会員にも希望があれば無償で頒布するとともに、WEBサイトに掲載する。

(2) WEBサイト

WEBサイト上で、連盟の基本データの情報公開を行うとともに、講座・シンポジウム・全国大会等の開催・参加案内及び官公庁からの周知依頼の文書等の掲示などを紹介し、その内容をより多くの方々に知ってもらい参加してもらうように努める。

6. 「全広連名鑑」の発行（定款第4条第6項）

改正個人情報保護法遵守のため、令和6年度から刊行を廃止する。

7. その他各種事業の立案と実施（定款第4条第7項）